

## 危険物等取扱責任者資格の改正-西日本防災システム

タンカーに乗り込む際に必要な**危険物等取扱責任者** 資格が  
以下のように改正されました。

改正  
I

資格取得要件や更新要件についての改正

種別	取得・更新の別	平成23年12月31日まで (改正前)		平成24年1月1日から (改正後)
甲種	新規取得する場合	申請日以前に5年間の業務経験1回(1航海)以上	➡	申請日以前に5年間の業務経験3ヶ月以上 ※1
	更新する場合	有効期限満了日以前5年間の業務経験1年以上(有効期限1年前から更新可)	➡	有効期限満了日以前5年間の業務経験3ヶ月以上(期間内いつでも更新可) ※2
乙種	新規取得する場合	申請日以前に5年間の業務経験3ヶ月以上又は同等程度	➡	申請日以前に5年間の業務経験 3ヶ月以上 ※3
	更新する場合	有効期限満了日以前5年間の業務経験1年以上(有効期限1年前から更新可)	➡	有効期限満了日以前5年間の業務経験3ヶ月以上(期間内いつでも更新可) ※2

※1 告示で定める教育により期間短縮が可能(告示、詳細は未定)

※2 更新は有効期間内なら要件を満たせばいつでも更新できますが更新後の有効期間の起算日は満了の6ヶ月以前に更新する場合は申請日から起算して5年間となります。

※3 船種の区分ごとに業務経験が必要です。

改正  
II

乙種危険物等取扱責任者資格について

平成24年1月より乙種危険物取扱責任者資格が下記2種類に分割されます。

- ① 石油・液体化学薬品                      ② 液化ガス

乙種危険物取扱責任者資格をすでに取得されている方は現在の資格の有効期間中は 液体化学薬品・液化ガスのいずれにも乗船できます。

お問い合わせは ⇒ 神戸運輸管理部会場安全環境部  
船員労働環境・海技資格課労働条件係  
電話 078-321-7053



**西日本防災システム**

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>